

円滑な価格転嫁の推進について（お願い）

県内の景気は回復基調にありますが、中小企業・小規模事業者及び農林業者を取り巻く経営環境は、企業物価指数が上昇傾向にある等、なお厳しい状況が続いています。

また、原材料費等の高騰に伴う価格転嫁の状況については、令和6年11月に国が公表しました本年9月時点における「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果によると、価格交渉が行われた割合は増加傾向にあり、発注企業からの交渉の申し入れも浸透しつつあるとされる一方で、受注企業の意に反して交渉が行われないケースもあることから、引き続き、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下、労務費指針という）を周知・徹底していく必要があるとされています。

各会員企業等の代表者様におかれましては、令和5年に国、県、経済団体及び労働団体で締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、適切な価格転嫁に向けて、パートナーシップ構築宣言や労務費指針の徹底に積極的に取り組むとともに、物流における「標準的な運賃」（令和6年3月改正国土交通省告示）を積極的に進められるようお願いいたします。

なお、運送業において、他の業種に比べて価格転嫁が進んでいない状況であることを踏まえ、効率的な物流を実現するため、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に沿って取組みを推進いただきますよう、併せてお願いいたします。

おって、取組みの推進等に当たっては、下記について御配慮、または御参考ください。

記

1. 適切な価格設定について

3月と9月は国が定める価格交渉促進月間です。

労務費やエネルギー費を含めた適切な価格転嫁、重要な社会インフラである物流における「標準的な運賃」についても特に配慮のうえ、適切な価格設定に努めていただきますようお願いいたします。

2. 支援窓口等について

価格交渉を行う際の支援窓口や支援ツールについては、県のホームページを御参照ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/207679.html>



3. 「価格転嫁の円滑化に関する協定」について

成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業者等における賃上げを実現するため、関係機関・団体が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての機運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業者等の稼げる力を高めることを目的とする。

4. 「物流の適正化・生産性向上に受けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」について

2023年6月、「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドラインを策定されました。

ガイドラインについては、経済産業省のホームページを御参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230602005/20230602005.htm>

